

# 国立大学法人九州大学契約事務取扱規程

平成16年度九大会規第4号  
制 定：平成16年 4月 1日  
最終改正：平成26年 3月31日  
(平成25年度九大会規第18号)

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、国立大学法人九州大会計規則（平成16年度九大会規第1号。以下「会計規則」という。）第53条の規定に基づき、国立大学法人九州大学（以下「本学」という。）が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関する事務（以下「契約事務」という。）の取扱いについて必要な事項を定め、契約事務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

### (事務処理)

第2条 契約事務は、総長又は国立大学法人九州大学における財務及び会計に関する職務権限委任規程（平成23年度九大会規第30号）第2条第3項の規定により当該事務を専決された者若しくは同条第1項の規定により当該事務を委任された特定契約担当者が処理するものとする。

### (契約審査委員会)

第3条 契約事務に関して、次に掲げる事項の審査を行わせるため、必要に応じて契約審査委員会を置くものとする。

(1) 第17条第4項及び第18条第1項の規定により最低価格の入札者を落札者とし不在の場合の審査

(2) その他契約に関し必要な事項の審査

2 契約審査委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

## 第2章 一般競争契約

### (一般競争参加者の資格)

第4条 会計規則第37条第1項に規定する一般競争（以下「一般競争」という。）に参加しようとする者に必要な資格（以下「一般競争参加者の資格」という。）を得ようとする者があるときは、文部科学省が定める審査に関する取扱いに準じて審査し、資格の等級その他の事項（以下「等級等」という。）を決定して、当該資格を与えるものとする。

2 一般競争参加者の資格を得ようとする者が他の国立大学法人その他これに準ずる機関（文部科学省を除く。）における当該資格を有する場合において、当該資格が文部科学省が定める審査に関する取扱いに準じて審査されたものであるときは、前項の審査をしたものとみなし、当該機関の等級等を本学の等級等として決定して、当該資格を与えるものとする。

3 前2項の規定により一般競争参加者の資格を与えたときは、当該資格を有する者の名簿を作成するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、文部科学省における一般競争参加者の資格を有する者にあつては、同項の資格を与えたものとみなし、同省の当該資格を有する者の名簿を本学の名簿とみなす。

5 一般競争に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行なうため特に必要があると認めるときは、一般競争参加者の資格を有する者につき、さらに当該競争に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行なわせることができる。

6 第1項の規定にかかわらず、調達内容の特質により、同項の規定において一般競争参加者の資格を与えることができない場合は、当該競争入札について、参加しようとする者に必要な資格を別途審査し、参加資格を与えることができるものとする。

### (一般競争に参加させることができない者)

第5条 一般競争に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ないものを参加させることができない。

### (一般競争に参加させないことができる者)

第6条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者（代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。）については、その事実があった後2年間一般競争に参加させないことができる。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
  - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者については、一般競争に参加させないことができる。
- 3 経営状態が著しく不健全であると認められる者については、一般競争に参加させないことができる。

（入札の公告等）

第7条 入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に官報、新聞紙、掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合又は契約の性質上入札準備に支障がないと認められる場合は、その期間を5日までに短縮することができる。

- 2 前項の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。
- (1) 競争入札に付する事項
  - (2) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
  - (3) 契約条項を示す場所
  - (4) 競争執行の場所及び日時
  - (5) 会計規則第44条第1項に規定する入札保証金（以下「入札保証金」という。）に関する事項
  - (6) その他必要な事項
- （入札の無効）

第8条 前条第1項の規定により公告する場合は、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。

（入札保証金）

第9条 入札保証金の額は、一般競争に参加しようとする者の見積る契約金額の100分の5以上の額とする。

- 2 会計規則第44条第4項に規定する入札保証金に代わる有価証券その他の担保とは、次に掲げるものとする。
- (1) 国債又は地方債
  - (2) 政府保証のある債券
  - (3) 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券
  - (4) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手
- 3 前項の有価証券その他の担保の価値及びその提供の手続きは、別に定める。
- 4 入札保証金は、落札者以外の入札者にあつては入札執行後、落札者にあつては当該競争入札に係る契約書を取り交わした後（契約書を作成しないときは、契約事項の履行を開始した後）に、これを返還しなければならない。
- 5 入札保証金のうち、落札者の納付に係るものは、その者が契約を結ばないときは、本学に帰

属するものとし、その旨を入札の公告において明らかにしなければならない。

(入札保証金の納付の免除)

第10条 会計規則第44条第3項に規定する入札保証金を納めさせないことができる場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 一般競争に参加しようとする者が保険会社との間に本学を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき。
- (2) 第4条に規定する資格を有する者による一般競争に付する場合において、落札者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。

(予定価格の作成及び決定方法)

第11条 競争入札に付する事項の価格は、当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載し、又は記録した書面をその内容が認知できない方法により、開札の際これを開札場所に置かなければならない。ただし、競り下げ（定められた時間の範囲内に、最低の入札価格を確認し、何度でもより安い価格で入札できる方法をいう。以下同じ。）により入札を行う場合は、この限りでない。

2 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

3 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難度、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(入札の執行)

第12条 競争入札を執行しようとする場合は、別に定める事項を記載し、又は記録した入札書を競争参加者又はその代理人から提出させなければならない。ただし、競り下げにより入札を行う場合については、この限りでない。

(入札書の引換え等の禁止)

第13条 入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

2 前項の取扱いについては、入札説明書等においてあらかじめ知らせておかなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、競り下げにより入札を行う場合については、その入札した金額を下回る金額であれば入札締切日時内で何度でも入札を行うことができる。

(開札)

第14条 開札は、公告に示した競争執行の場所及び日時に、入札者を立ち合わせてしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。ただし、競り下げにより入札を行う場合については、この限りでない。

(再度入札)

第15条 開札をした場合において、入札者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに又は別に競争執行の場所及び日時を定めて、再度の入札を行うことができる。

2 前項の規定により再度の入札を行う場合は、予定価格その他の条件を変更してはならない。

(落札者の決定)

第16条 会計規則第42条の規定により落札者を決定する場合において、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

(契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者としないうることができる場合)

第17条 会計規則第42条第1項ただし書に規定する本学の支出の原因となる契約とは、次に掲げるものとする。

- (1) 予定価格が2,000万円を超える工事の請負契約
  - (2) 政府調達（国立大学法人九州大学政府調達事務取扱規程（平成16年度九大会規第5号）第3条第1項に該当する調達をいう。）に係る製造その他についての請負契約（次号の契約を除く。）
  - (3) 予定価格が1,000万円を超える建築関係及び土木関係の建設コンサルタント業務に係る契約
- 2 前項に規定する契約について、相手方となるべき者の申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準は、別に定める場合とし、その場合にあっては、最低価格の入札者を直ちに落札者とししないものとする。
  - 3 第1項に規定する契約に係る一般競争を行った場合において、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格が前項の基準に該当することになったときは、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについて調査しなければならない。
  - 4 前項の調査の結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると総長が認めたときは、その調査の結果及び意見を記載し、又は記録した書面を契約審査委員会に提出し、その承認を受けなければならない。
  - 5 前項の承認を得た場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者とするものとする。  
（公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるため最低価格の入札者を落札者とししないことのできる場合）
- 第18条 第17条第1項に規定する契約に係る一般競争を行った場合において、契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると総長が認めたときは、その理由及び意見を記載し、又は記録した書面を契約審査委員会に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認があったときは、次順位者を落札者とするものとする。  
（落札方式の特例）
- 第18条の2 会計規則第42条第2項に規定する同条第1項の規定により難い契約の落札方式は、次に掲げるものとする。
- (1) 総合評価落札方式
  - (2) 価格交渉落札方式
- 2 前項第1項に規定する総合評価落札方式とすることができる契約は、次の各号のいずれかに該当する契約とする。
    - (1) 国の機関の契約において財務大臣との協議が整ったものとされる契約
    - (2) 別に定める仕様策定委員会が、会計規則第42条第1項では十分に対応できないと判断した契約
  - 3 第1項第2号に規定する価格交渉落札方式による契約に関し対象となる契約その他必要な事項については、別に定める。  
（再度公告入札の公告期間）
- 第19条 入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに一般競争に付そうとするときは、第7条の公告の期間を5日間までに短縮することができる。  
（せり売り）
- 第20条 生産物等の売払いについて特に必要があると認めるときは、本章の規定に準じ、せり売りに付することができる。
- 第3章 指名競争契約  
（指名競争参加者の資格及び指名基準）
- 第21条 会計規則第38条の規定による指名競争（以下「指名競争」という。）に参加する者に必要な資格は、文部科学大臣が定める指名競争参加者の資格を準用するものとする。

2 前項の資格を有する者のうちから競争に参加する者を指名する場合の基準は、文部科学省が定める指名基準を準用するものとする。

(競争参加者の指名)

第22条 指名競争に付するときは、前条第1項の資格を有する者のうちから、同条第2項の基準により、競争に参加する者をなるべく10名以上指名しなければならない。

2 前項の場合においては、第7条第2項第1号及び第3号から第6号までに掲げる事項をその指名する者に通知しなければならない。

(指名競争に付することができる場合の適用基準)

第23条 会計規則第38条第1項第2号に規定する一般競争に付することが不利と認められるときは、次に掲げる場合とする。

- (1) 関係業者が通謀して一般競争の公正な執行を妨げることとなるおそれがあるとき。
- (2) 特殊な構造の建築物等の工事若しくは製造又は特殊の品質の物件等の買入れであって検査が著しく困難であるとき。
- (3) 契約上の義務違反があるときは本学の事業に著しく支障をきたすおそれがあるとき。

(一般競争に関する規定の準用)

第24条 第5条、第6条及び第8条から第18条の2までの規定は、指名競争の場合に準用する。

#### 第4章 随意契約

(随意契約によることができる場合の適用基準)

第25条 会計規則第39条第1項第1号に規定する契約の性質又は目的が競争を許さないときは、次に掲げるときとする。

- (1) 他の物品等をもって代替させることができない芸術品等又は特許権等の排他的権利に係る物品等若しくは役務の調達をする場合において、当該契約の相手方が特定されているとき。
- (2) 特定の設備及び技術を有する製作者でなければ製作することができない物件を製作させるとき。
- (3) 特定の販売業者以外では販売することができない物件を買入れるとき。
- (4) 物件のリース期間満了後に引き続き当該物件を使用する場合において、当該物件を買入れ又は再リースするとき。
- (5) 特定の不動産を買入れ又は借り上げるとき。
- (6) 特定の施設及びこれに附随する物品を借り上げるとき。
- (7) 法令の規定により契約の相手方が特定されているとき。
- (8) 本学の委託に基づく試験研究の結果製造された試作品等を調達するとき。
- (9) 運送又は保管をさせるとき。
- (10) 外国で契約するとき。
- (11) 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物件を買入れるとき。
- (12) 国、地方公共団体、国立大学法人及び独立行政法人以外の者では、契約の目的を達成することができないとき。
- (13) 本学から役職を委嘱された者と当該役職の業務に係る契約を締結するとき。
- (14) 公募又は企画競争の結果、契約の相手方が特定されているとき。
- (15) 慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買入れ若しくは借り入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき。
- (16) 前各号に掲げるもののほか、契約の性質又は目的が競争を許さないと総長が認めるとき。

2 会計規則第39条第1項第3号に規定する競争に付することが不利と認められるときは、次に掲げるときとする。

- (1) 現に契約履行中の工事、製造、役務の請負又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき。
- (2) 物件の改造、修理、保守、設置又は移設を当該物件の製造業者又は納入業者以外の者に履

行させたならば当該物件の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることが明らかであるとき。

- (3) 随意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがあるとき。
- (4) 買い入れを必要とする物件が多量であって、分割して買い入れしなければ売惜しみその他の理由により価格を騰貴させるおそれがあるとき。
- (5) 早急に契約しなければ、契約する機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約しなければならないこととなるおそれがあるとき。

3 会計規則第39条第1項第4号に規定する契約の予定価格が別に定める範囲内とは、次に掲げるときとする。

- (1) 予定価格が1,000万円を超えない工事をさせるとき。
- (2) 予定価格が500万円を超えない製造をさせるとき。
- (3) 予定価格が500万円を超えない物件を買い入れるとき。
- (4) 予定賃借料の年額又は総額が500万円を超えない物件を借り入れるとき。
- (5) 予定価格が500万円を超えない物件を売り払うとき。
- (6) 予定賃借料の年額又は総額が500万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- (7) 予定価格が500万円を超えない役務の請負をさせるとき。
- (8) 前各号に掲げる以外の契約で予定価格が500万円を超えないとき。

(競争入札後の随意契約によることができる範囲)

第26条 会計規則第39条第1項第5号の規定により随意契約による場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

2 会計規則第39条第1項第6号の規定により随意契約による場合においては、当該落札金額の制限内で行うものとする。この場合においては、履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。

(予定価格の作成)

第27条 随意契約によろうとするときは、あらかじめ第11条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、会計規則第41条のただし書の規定により、書面による予定価格の作成を省略することができる。

- (1) 法令に基づいて取引価格又は料金が定められていることその他特別な事由があることにより、特定の取引価格によらなければ契約することが不可能又は著しく困難であると認められるとき。
- (2) 予定価格が500万円を超えないとき。

(見積書の徴取)

第28条 随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、国との契約や光熱水料の契約等で料金が許認可により定められている場合又は慣習上見積書を徴する必要がないとき若しくはその他特別の事由があるときは、見積書の徴取を省略することができる。

(随意契約の相手方の決定)

第29条 前条本文の規定に基づき見積書を徴取したときは、予定価格の制限の範囲内で、価格その他の条件が本学にとって最も有利なものをもって申し込みをした者を随意契約の相手方としなければならない。

## 第5章 契約の締結

(契約書の作成等)

第30条 競争入札を執行し契約の相手方が決定した場合は、随意契約において当該契約の契約書を作成する場合において、会計規則第43条の規定により契約書を作成するときは、遅滞なくこれを作成しなければならない。

2 契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的によ

り該当のない事項については、この限りではない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 履行期限又は履行期間
- (4) 契約保証金
- (5) 契約の履行場所
- (6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (7) 監督及び検査
- (8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (9) 危険負担
- (10) 瑕疵担保責任
- (11) 契約に関する紛争の解決方法
- (12) その他必要な事項

3 契約書を作成する場合には、総長又特定契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければならない。

(契約書の省略)

第31条 会計規則第43条ただし書の規定により、契約書の作成を省略することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 契約金額が500万円を超えない契約を締結するとき。
- (2) せり売りに付するとき。
- (3) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。
- (4) 国、地方公共団体、その他公法人と契約するとき。
- (5) 前各号に掲げる場合の外、慣習上契約書の作成を要しないと認められる契約をするとき。

2 契約書の作成を省略する場合においても、契約の適正な履行を確保する必要があるときは、請書を徴取するものとする。

(契約保証金)

第32条 会計規則第44条第2項に規定する契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の額とする。

2 会計規則第44条第4項に規定する契約保証金に代わる有価証券その他の担保は、次に掲げるものとする。

- (1) 第9条第2項各号に掲げるもの
- (2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

3 前項に規定する有価証券その他の担保の価値及びその提供の手続は、第9条第3項の規定を準用する。

4 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行した後に還付するものとする。

5 契約保証金は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、本学に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めによるものとする。

6 前項の取扱いについては、入札説明書等においてあらかじめ知らせておかなければならない。  
(契約保証金の納付の免除)

第33条 会計規則第44条第3項の規定により、次に掲げる場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に本学を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行その他総長が認める金融機関と工事履行保証契約を結んだとき。
- (3) 第4条に規定する資格を有する者による一般競争に付し、若しくは指名競争若しくはせり売りに付し、又は随意契約による場合において、その必要がないと認められるとき。

## 第6章 監督及び検査

### (監督の方法)

第34条 会計規則第45条第1項に規定する監督（以下本章において「監督」という。）を行う者（以下「監督職員」という。）は、立会い、指示その他の適切な方法により行うものとする。

### (検査の方法)

第35条 会計規則第45条第2項に規定する検査（以下本章において「検査」という。）を行う者（以下「検査職員」という。）は、契約書、仕様書、設計書その他関係書類に基づいて行うものとする。

### (監督職員及び検査職員以外の職員に監督及び検査を行わせる場合)

第36条 監督職員又は検査職員が監督又は検査を行うことが困難であり又は適当でないと認められる場合は、監督職員又は検査職員以外の職員に当該監督又は検査を行わせることができる。

### (監督及び検査の委託)

第37条 特に専門的知識又は技能を必要とする等の理由により、第34条から前条までの規定によることが困難であり又は適当でないと認められる場合においては、会計規則第45条第4項の規定に基づき、本学の職員以外の者に委託して当該監督又は検査を行わせることができる。

2 前項の規定により、本学の職員以外の者に監督又は検査を行わせるときは、あらかじめ、監督又は検査の受託者に事務の範囲を通知するとともに、当該受託者の所属長に受託者の職名、氏名及び事務の範囲を通知しなければならない。

### (検査調書の作成)

第38条 検査職員及び第36条の規定により検査を命ぜられた職員は、検査を完了した場合においては、検査調書を作成しなければならない。

2 契約金額が次に掲げる額を超えない契約に係る給付の完了の確認のための検査においては、前項の規定にかかわらず、検査調書の作成を省略することができる。ただし、検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、この限りでない。

(1) 工事の請負契約 5,000万円

(2) 製造、役務の請負契約又は物件の買入れその他の契約（前号の契約を除く。）  
3,000万円

3 第1項の規定により検査調書を作成すべき場合においては、当該検査調書に基づかなければ支払をすることができない。

### (監督及び検査を委託して行なった場合の確認)

第39条 第37条の規定により、本学の職員以外の者に委託して監督又は検査を行なわせた場合は、当該監督又は検査の結果を確認し、当該確認の結果を書面に記載しなければならない。

2 前項の検査に係る契約の代金は、同項の書面にに基づかなければ支払をすることができない。

### (監督及び検査の職務の兼職禁止)

第40条 検査を行う者の職務は、特別の必要がある場合を除き、監督を行う者の職務と兼ねることができない。

## 第7章 雑則

第41条 この規程に定めるもののほか、契約事務の取扱いに関し必要な事項は、別に定めるとともに、文部科学大臣決定及び関係通知等を準用するものとする。

### 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年度九大会規第14号）

この規程は、平成17年2月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大会規第1号）

この規程は、平成17年9月1日から施行する。

附 則（平成19年度九大会規第12号）

この規程は、平成19年12月1日から施行する。

附 則 (平成19年度九大会規第18号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年度九大会規第12号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年度九大会規第30号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大会規第6号)

この規程は、平成22年6月1日から施行する。

附 則 (平成23年度九大会規第25号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年度九大会規第11号)

この規程は、平成25年3月1日から施行する。

附 則 (平成24年度九大会規第14号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年度九大会規第2号)

この規程は、平成25年5月31日から施行する。

附 則 (平成25年度九大会規第18号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。